

訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が本年４月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっている。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族との在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであり、地域に根ざした訪問介護事業所が減少すると在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねない。

訪問介護報酬の引下げにより、訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、閉鎖、倒産が相次ぎ、すでに令和６年１月から１０月までの訪問介護事業者の倒産は７２件と過去最多を更新し、在宅介護の基盤が崩壊的になる恐れがある。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、これはホームヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を上げているものであり、実態からかけ離れているものとする。

訪問介護は特に人手不足が深刻である。ホームヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を下回り、ホームヘルパーの有効求人倍率は令和５年度で１４．１倍と高水準となっている。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしているが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分を補えない事業所が出ると予想される。

今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を０．９８％上げるとしており、これにより厚生労働省は、令和６年度に２．５％、令和７年度に２．０％、介護職員のベースアップを見込んでいるが、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はない。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけである。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

- １ 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月１８日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長      参議院議長      内閣総理大臣      財務大臣      厚生労働大臣